

契約の方法及び入札の条件

1 契約の方法

地方自治法施行令（以下「施行令」という。）第 167 条の 5 の 2 の規定により条件付一般競争入札とする。ただし、入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいないときは、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定により随意契約とする。

2 入札の条件等

入札の際提示しなければならない条件は、次のとおりとする。

(1) 入札書の記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者（以下「課税事業者」という。）であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札保証金

入札保証金の納付は、福島県財務規則（以下「規則」という。）第 249 条第 1 項第 4 号の規定により免除するものとする。

(3) 最低制限価格

最低制限価格は、設定しない。

(4) 落札者

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(5) 契約保証金

規則第 228 条に定める契約保証金は、契約代金額の 100 分の 5 以上の額とする。ただし、規則第 229 条第 1 項の規定に該当する場合は免除する。

なお、落札者は、別紙「契約の保証について」により契約の保証を付すこととする。

(6) 前金払

規則第 112 条に定める前金払は、委託代金額の 10 分の 3 以内の額（1 万円未満の端数は切り捨てる。）とする。

(7) 部分払

規則第 238 条に定める部分払は、既済部分に対する代価の 10 分の 9 の範囲内（1 万円未満の端数は切り捨てる。）とする。ただし、既済部分に対する代価が委託代金額の 10 分の 5 を超えた場合に限る。

なお、部分払の回数は 1 回限りとする。

(8) 委託の期間

委託の期間は、令和 6 年 1 月 29 日限りとする。ただし、委託業務の着手時期は、契約締結の日から 5 日以内とする。

(9) 委託契約書

別紙委託契約書案による。

(10) 契約の確定時期

地方自治法第 234 条第 5 項の規定により委託者及び受託者が契約書に記名押印したとき確定する。

(11) 現場責任者

現場責任者は、「競争入札の方法により森林整備業務の委託契約を締結しようとする場合における当該競争入札に参加する者に必要な資格等を定める件」（平成 18 年福島県告示第 551 号）第 1 の第 6 号に掲げる者（林業専門技術者）とする。

(12) 提出書類

受託者は、仕様書に定めるほか、以下に掲げるものを契約締結後 5 日以内に提出しなければならない。

ア 着手届

イ 作業工程表